

<欄部>

(凡例) ○：入力可 空白：入力不可

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
以下 74 から 89 までの項目は、最大 99 欄まで繰り返し入力することができる。								
74	輸出統計品目 番号 (「輸出統計 品目番号」欄 左)	<p>該当する輸出統計品目表の品目コード（9桁）を入力する。</p> <p>ただし、次の場合はそれぞれにより入力する。</p> <p>イ 輸出統計品目表の「NACCS用」欄に「†」が記載されている場合は、NACCS用品目コード（輸出）（「業務コード集」参照）の番号の9桁目までを入力する。</p> <p>ロ 少額申告の場合又は展示等積戻し申告の場合は、輸出統計品目表の品目コード4桁での入力も可能。</p>	○	○	○	○	○	○
75	NACCS用 コード (「輸出統計 品目番号」欄 右)	<p>輸出統計品目表のNACCS用品目コード（1桁）を入力する。</p> <p>ただし、次の場合はそれぞれにより入力する。</p> <p>イ 輸出統計品目表の「NACCS用」欄に「†」が記載されている場合は、NACCS用品目コード（「業務コード集」参照）の番号の10桁目を入力する。</p> <p>ロ 1品目の申告価格が20万円以下の貨物を一括して申告する場合は、「X」を入力する。</p> <p>ハ 再輸出（輸出統計品目番号 7108.20-000 及び 7118.90-100 に該当する貨物を除く。）の場合は、「Y」を入力する。</p> <p>ニ 統計基本通達 21-1（普通貿易統計計上貨物）に規定する貨物以外の貨物又は統計基本通達 21-2（普通貿易統計計上除外貨物）に規定する貨物の場合は、「E」を入力する。</p> <p>ホ 統計基本通達 36-1（通過貿易統計計上貨物）に規定する貨物の場合は、「T」を入力する。</p> <p>ヘ 展示等積戻し申告の場合は、「T」のみ入力することができる。</p>	○		○		○	

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
76	品名 (「品名」欄)	(1) インボイス等に記載されている品名を入力する。 (2) 入力しない場合は、「輸出統計品目番号」欄左への入力内容に基づき、システムに登録されている品名が自動的に出力される。 (3) 少額申告又は展示等積戻し申告の場合で、輸出統計品目番号を4桁で入力した場合は、品名を必須入力する。	○	○	○	○	○	○
77	数量(1) (「数量(1)」欄左)	統計基本通達21-1(普通貿易統計計上貨物)に規定する貨物について、数量を入力する。 (注) ① 統計計上用の第1数量及び第2数量の入力が必要とされる品目の場合は、「数量(1)」欄左及び「数量(2)」欄左の各欄に、それぞれの数量を入力する。 この場合、第1数量と第2数量の入力順は特定されない。 ② 再輸出の場合又は通過貿易統計対象の貨物の場合は、「数量(1)」欄左又は「数量(2)」欄左のいずれかに重量系の数量を入力すること。	○		○		○	
78	数量単位コード(1) (「数量(1)」欄右)	「数量(1)」欄左を入力した場合は、数量の単位を通関数量換算単位コード(「業務コード集」参照)で入力する。	○		○		○	
79	数量(2) (「数量(2)」欄左)	「数量(1)」欄左に準じて入力する。	○		○		○	
80	数量単位コード(2) (「数量(2)」欄右)	「数量(1)」欄右に準じて入力する。	○		○		○	
81	ベーシックプライス按分係数 (「BPR按	(1) 複数欄にわたる申告の場合又は分割申告の場合であって、各欄の申告価格を価格按分により算出する場合は、価格按分するための按分係数(当該欄の価格)を入力する。	○		○		○	

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別							
			E・M N・R		G		T			
			L	S	L	S	L	S		
	分係数」欄)	(2) 小数点以下第2位まで入力することができる。 (3) 「BPR通貨コード」欄を入力する場合は、入力不可。								
82	ベーシックプライス通貨コード (「BPR通貨コード」欄左)	(1) 申告欄の一部について価格按分により申告価格を算出することができないときは、FOB価格の通貨種別を通貨コード(「業務コード集」参照)で入力する。 (2) 「BPR按分係数」欄を入力した場合は、入力不可。	○		○		○			
83	ベーシックプライス金額 (「BPR通貨コード」欄右)	(1) 「BPR通貨コード」欄左を入力した場合は、FOB価格を必須入力する。 なお、インボイス等による価格条件がFOB価格以外の場合は、FOB価格に換算した上で入力する。 (2) 「BPR按分係数」欄を入力した場合は、入力不可。 (3) 「BPR通貨コード」欄左にJPY以外を入力した場合は、小数点以下第2位まで入力することができる。	○		○		○			
84の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。										
84	他法令コード (「他法令」欄)	(1) 他法令(外為法を除く。)に係る許可又は承認等を証明する場合(他法令において、非該当又は特例扱い等であることを税関に証明する場合を含む。)は、他法令コード(「業務コード集」参照)を入力する。 (2) 「MS」(道路運送車両法(システム確認))及び「MM」(道路運送車両法(マニュアル確認))の重複入力は不可。 (3) 5法令を超える分については、「記事(税関)」欄に入力する。ただし、「MS」(道路運送車両法(システム確認))又は「MM」(道路運送車両法(マニュアル確認))については、優先して入力する。	○	○			○	○		
85	輸出貿易管理令別表コード	次の規定に該当する場合又は安全保障貿易情報センター(CISTEC)が公表している非該当リスト	○	○			○	○		

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別															
			E・M N・R		G		T											
			L	S	L	S	L	S										
	(「輸出貿易管理令別表コード」欄)	<p>に該当する場合は、輸出貿易管理令別表コード(「業務コード集」参照)を入力する(注1)。</p> <p>① 輸出令別表第1(注2)</p> <p>② 輸出令別表第2</p> <p>③ 輸出令別表第2の3</p> <p>④ 輸出令別表第5</p> <p>⑤ 輸出令別表第7</p> <p>⑥ 輸出令第2条第1項第1号の2</p> <p>⑦ 輸出令第4条第1項、第2項第1号又は第4項(注1) 1品目において複数に該当する場合は、そのうち1つの輸出貿易管理令別表コードを入力し、「記事(税関)」欄に該当する欄番号及びその他の輸出貿易管理令別表コードを入力する。</p> <p>(注2) 返送に係る輸出の特別一般包括許可については、「返品イ」、「返品ロ」又は「返品ハ」のいずれかに該当するコードを入力することになることから留意すること。</p>																
86	外為法第48条コード (「外為法第48条コード」欄)	<p>外為法第48条第1項(輸出の許可等)に規定する許可を受けている場合は、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別許可の場合。</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>特定包括許可の場合。</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>一般包括許可又は特別一般包括許可の場合。</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>特別返品等包括許可の場合。</td> <td>G</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	個別許可の場合。	A	特定包括許可の場合。	C	一般包括許可又は特別一般包括許可の場合。	F	特別返品等包括許可の場合。	G						
区 分	コード																	
個別許可の場合。	A																	
特定包括許可の場合。	C																	
一般包括許可又は特別一般包括許可の場合。	F																	
特別返品等包括許可の場合。	G																	
87	関税減免戻税コード (「関税減免戻税コード」欄)	<p>次に該当する場合は、関税減免戻税コード(輸出)(「業務コード集」参照)を入力する。</p> <p>なお、内国消費税の免税又は還付の適用を受ける場合は、「内国消費税免税コード」欄及び「内国消費税免税識別」欄に該当するコードを併せて入力する。</p> <p>① 関税の減税、免税又は戻し税の適用を受ける場合。</p> <p>② 内国消費税の還付の適用を受ける場合。</p>																

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別													
			E・M N・R		G		T									
			L	S	L	S	L	S								
		③ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の規定により、減免又は還付の適用を受ける場合。 ④ 用途外使用の用途に該当しない用途の適用貨物（ただし、関税定率法基本通達 20 の 2－3 又は関税暫定措置法基本通達 10－1 に規定する再輸出に該当する場合は入力を要しない。）。														
88	内国消費税免税コード (「内国消費税免税コード」欄)	内国消費税の免税又は還付の適用を受ける場合は、内国消費税免税コード(輸出)(「業務コード集」参照)を入力する。	○	○					○	○						
89	内国消費税免税識別 (「内国消費税免税識別」欄)	内国消費税の免税又は還付の適用を受ける場合は、「内国消費税免税コード」欄に入力した内国消費税免税種別のコードについて、次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該申告の全部に該当する場合。</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>当該申告の一部に該当する場合。</td> <td>P</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	当該申告の全部に該当する場合。	A	当該申告の一部に該当する場合。	P	○	○					○	○
区 分	コード															
当該申告の全部に該当する場合。	A															
当該申告の一部に該当する場合。	P															

ロ 呼出しによる方法

「輸出申告事項呼出し」業務(業務コード:EDB)を利用し、次により、前記イ(呼出しによらない方法)による輸出申告等事項の登録に必要な事項を呼び出すことができる。

なお、これらは重複して入力することができる。

(イ) 輸出管理番号により呼び出す方法

「輸出申告事項呼出し」業務(業務コード:EDB)を利用して、次の事項を入力し送信することにより、システムに登録されている貨物情報と共通の事項が応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、他の事項を前記イ(呼出しによらない方法)に準じて入力し、送信する(補完項目については、別紙2(補完項目)参照)。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
1	申告等番号 (「申告等番号」欄)	入力を要しない。
2	輸出管理番号/AWB番号 (「輸出管理番号/AWB番号」欄)	(1) 輸出管理番号を必須入力する。 (2) 郵便物の場合は郵便物番号を必須入力する。
3	電子インボイス受付番号	入力を要しない。

項番	項目名 (入力画面)	内 容														
	(「電子インボイス受付番号」欄)															
4	情報呼出識別 (「情報呼出識別」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大額申告</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td>少額申告</td> <td>S</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	大額申告	L	少額申告	S								
区 分	コード															
大額申告	L															
少額申告	S															
5	申告等種別コード (「申告等種別コード」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出申告</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>積戻し申告</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>特定輸出申告</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>特定委託輸出申告</td> <td>N</td> </tr> <tr> <td>特定製造貨物輸出申告</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>展示等積戻し申告</td> <td>G</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	輸出申告	E	積戻し申告	R	特定輸出申告	T	特定委託輸出申告	N	特定製造貨物輸出申告	M	展示等積戻し申告	G
区 分	コード															
輸出申告	E															
積戻し申告	R															
特定輸出申告	T															
特定委託輸出申告	N															
特定製造貨物輸出申告	M															
展示等積戻し申告	G															

(ロ) 電子インボイス受付番号により呼び出す方法（仕分情報が登録されている場合に限る。）

「輸出申告事項呼出し」業務（業務コード：EDB）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、システムに登録されているインボイス・パッキングリスト仕分情報と共通の事項が応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、他の事項を前記イ（呼出しによらない方法）に準じて入力し、送信する（補完項目については、別紙2（補完項目）参照）。

項番	項目名 (入力画面)	内 容						
1	申告等番号 (「申告等番号」欄)	入力を要しない。						
2	輸出管理番号／AWB番号 (「輸出管理番号／AWB番号」欄)	入力を要しない。						
3	電子インボイス受付番号 (「電子インボイス受付番号」欄)	電子インボイス受付番号を必須入力する。						
4	情報呼出識別 (「情報呼出識別」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大額申告</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td>少額申告</td> <td>S</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	大額申告	L	少額申告	S
区 分	コード							
大額申告	L							
少額申告	S							

項番	項目名 (入力画面)	内 容														
5	申告等種別コード (「申告等種別コード」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出申告</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>積戻し申告</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>特定輸出申告</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>特定委託輸出申告</td> <td>N</td> </tr> <tr> <td>特定製造貨物輸出申告</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>展示等積戻し申告</td> <td>G</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	輸出申告	E	積戻し申告	R	特定輸出申告	T	特定委託輸出申告	N	特定製造貨物輸出申告	M	展示等積戻し申告	G
区 分	コード															
輸出申告	E															
積戻し申告	R															
特定輸出申告	T															
特定委託輸出申告	N															
特定製造貨物輸出申告	M															
展示等積戻し申告	G															

## (2) 出力情報

前記(1) (輸出申告等事項の登録)により、輸出申告等事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
輸出申告入力控情報 (大額)	別紙3 (入力控情報) 参照	「大額・少額識別*」欄に「L」 (大額申告)、 「申告等種別*」欄に「E」 (輸出申告) を入力した場合。
輸出申告入力控情報 (少額)		「大額・少額識別*」欄に「S」 (少額申告)、 「申告等種別*」欄に「E」 (輸出申告) を入力した場合。
積戻し申告入力控情報 (大額)		「大額・少額識別*」欄に「L」 (大額申告)、 「申告等種別*」欄に「R」 (積戻し申告) を入力した場合。
積戻し申告入力控情報 (少額)		「大額・少額識別*」欄に「S」 (少額申告)、 「申告等種別*」欄に「R」 (積戻し申告) を入力した場合。
展示等積戻し申告入力控情報 (大額)		「大額・少額識別*」欄に「L」 (大額申告)、 「申告等種別*」欄に「G」 (展示等積戻し申告) を入力した場合。
展示等積戻し申告入力控情報 (少額)		「大額・少額識別*」欄に「S」 (少額申告)、 「申告等種別*」欄に「G」 (展示等積戻し申告) を入力した場合。